

笠原十九司 『憲法九条論争 幣原喜重郎発案の証明』 (平凡社、二〇一三年)

杉谷 直哉

一、本書の概要

日本国憲法第九条の発案者をめぐっては、現在に至るまで種々議論がある。本書は日中戦争研究などで知られる笠原十九司氏によって書かれたものである。著者はすでに『憲法九条と幣原喜重郎』(大月書店、二〇二〇年)(以下、前著と略記)で憲法第九条の発案者が当時の内閣総理大臣幣原喜重郎であると主張する著作を発表している。本書は前著を「新版にまとめたところがあるものである(四四二頁)。評者はすでに前著を批判的に論じた書評を発表しており⁽¹⁾、他にも中村克明氏による詳細な批判的論考が発表されている⁽²⁾。これらを踏まえながら本書の概要と意義を示し、課題について明らかにしていきたい。

なお、本書は新書でありながら四〇〇頁以上という膨大な文量があり、かつ、第一部「憲法九条幣原喜重郎発案の証明」と第二部「憲法九条幣原喜重郎発案否定説への批判」で構成されている。評者の能力的にも完全な要約は難しいことから、

全体の中でも通史的な内容については概要を簡単に要約するにとどめておくことを「了承願いたい」。

本書ははじめにと終章及び本文九章の内容で構成されている。「はじめに」では本書の概要とともに「平野文書」の概要が示されている。「平野文書」は元衆議院議員の平野三郎が幣原から憲法第九条発案に係る真相を聞き取ったとされるものである。本書は「平野文書」が幣原発案を証明する重要な史料であると位置づけている。著者は幣原と連合国軍最高司令官のダグラス・マッカーサー、昭和天皇が日本国憲法第九条の「三人の当事者」（二二五頁）であり、公的文書が残されていない中で、「幣原の側と天皇の側の傍証史料によって裏付け」としている（二六頁）。

第一章『「国体護持」に執着した天皇』では、大日本帝国の終戦に至る過程が記されている。昭和天皇が国体護持を堅持しようとした結果、ポツダム宣言受諾の決断が遅れたことで多くの犠牲が生じたとしている（五七―五八頁）。前著についてもそうだったが⁽³⁾、戦争やその後の占領による多大な犠牲を見落とさないのは、やはり戦争を長年研究してきた著者ならではの視点であると言えよう。降伏後アメリカによる占領統治がスタートする中で、重光葵とマッカーサーの交渉の結果、軍政から間接統治に変更され日本は「平和国家」として再生することが天皇によって明らかにされたとしている（六一頁―六七頁）。

第二章「天皇が望んだ大日本帝国憲法改正」では、幣原内閣成立から日本側の憲法改正の動きについて書かれている他、幣原の評価についても書かれている。外相時代の幣原は戦前から「中国の内政不干渉、協調主義、国際主義、平和主義を標榜して」おり、「外交官生活の半分を外国で過ごした間に国際的視野に立った平和主義思想を身につけた」。そのため、「幣原が発案した憲法九条に」は『「地球憲章」の理念がこめられている」と評価する（八〇頁―八一頁）。著者は「幣原内閣は、連合国軍としてのアメリカ占領軍のもと、マッカーサー・GHQの占領政策を絶対のものとして受容して『ポツダム勅令』を実施した政府であり、また大日本帝国憲法に従って職務を遂行する政府という「二重構造」を有しており、この点が幣原が「芝居」を打って憲法第九条を発案した背景であったとする（八七頁―九二頁）。そして近衛文麿を中心

とする日本側の憲法改正作業を昭和天皇は命じたが、近衛の戦争責任を問う声が高まる中で、近衛の戦犯使命からの服毒自殺と、木戸幸一の逮捕によって内大臣府の憲法改正作業は挫折したとする。

第三章「幣原内閣による憲法改正作業」では、松本丞治を委員長とする憲法問題調査委員会が進めた憲法改正作業について述べている。この調査委員会が作成した「松本私案」は幣原内閣の閣議を経たものではなく、大日本帝国憲法下における各大臣の単独輔弼に基づく松本の独断での行動であり、幣原は閣内不一致による総辞職を恐れて反対できなかったとしている（一一八頁―一二二頁）。

第四章「マッカーサー・天皇・幣原による『象徴天皇制』への移行」は象徴天皇制への移行をアメリカ側が志向し、GHQ・マッカーサー、昭和天皇・宮中、幣原内閣の間でのやり取りを経て人間宣言が発表され、地方巡幸をとおして象徴天皇制が定着したとする。

第五章「幣原憲法九条発案とマッカーサーへの提案」は本書の要となる章である。そのためやや詳細に内容を叙述している。マッカーサーは極東委員会及び対日理事会在本格的に始動する前に日本側の手で自主的に憲法改正がなされた既成事実を作りたかったとする（一六一頁―一六二頁）。次に幣原が回想録である『外交五十年』で記したように、体調不良で寝込む中で憲法第九条につながる戦争放棄条項を憲法に盛り込むことを決意したという（一六五頁―一六七頁）。そして「平野文書」の記述を踏まえ、幣原は軍部・右翼・保守勢力からの反発が予想される戦争放棄を公にせず胸の内に秘め、閣僚の前では「芝居」を打っていたとする（一七〇頁―一七四頁）。また、『昭和天皇実録』の記述から幣原がマッカーサー会談前後に天皇に奏上を行い、戦争放棄条項について天皇の了解を得ていたと主張する（一七四頁―一七五頁、一八七頁―一八八頁）。それらを踏まえた上で「平野文書」の記述と『マッカーサー回想記』で描かれた二人の会談の様子が「ぴったり符合することから、「平野文書」の内容は事実であると評価する（一七六頁―一八〇頁）。この他にマッカーサーがロサンゼルスで行った「世界平和を訴える」演説と米国議会での演説と「平野文書」が描写する様子も一致していると

主張する（二八〇頁―二八六頁）。そしてマッカーサーの側近であったホイットニーの幣原・マッカーサー会談の様子も引用して「幣原発案説を証明する、決定的な記録の一つである」と主張する（二九二頁―一九六頁）。

第六章「幣原内閣、GHQ憲法草案の受け入れ」では、マッカーサー・ノートの作成や、GHQ草案の作成過程が詳述されている。「松本私案」をめぐる閣議で幣原が軍に関する条項を削除しようとしたことに触れてマッカーサーとの戦争放棄条項をめぐる「秘密合意」が脳裏にあったとする（二二七頁―二二八頁）。その後の憲法改正過程については昭和天皇が「松本私案」に「裁可」を与えなかったこと（二二九頁―二二二頁）、「松本私案」提出に幣原が反対しなかった理由は、帝国憲法下における単独輔弼制のもとで反対できなかったことと「秘密合意」を公にしないためであったとする（二二四頁）。そして、GHQの改正案が示された後の閣僚の反応については、厚生大臣の芦田均が日記に記したように幣原がGHQ案に反対したという事実はこの史料では記されていないことから（後述）、幣原がマッカーサーに「誰も follower とならない」と語って、GHQ案に反対したとする『芦田均日記』⁽⁴⁾の記述は誤りであると指摘している（二二二頁―二二六頁）。その後GHQの改正案は天皇の「裁可」を経て幣原内閣はこれを受け入れたとする。

第七章「幣原内閣による『憲法改正草案要綱』の発表」は、松本がGHQ案に強硬に反対したことを指摘し、幣原が「芝居」を打たざるを得なかった傍証としている（二四九頁）。幣原は新憲法が天皇の勅語により憲法改正草案を下賜したことを強調したことで、新憲法反対の動きを抑えようとしたとしている（二五四頁）。次に枢密院本会議における幣原の発言を挙げ、「憲法九条については『余』という主語を使って幣原が発案したことの思想と信念を語っている」と高く評価する（二五九頁）。そして天皇によって日本国憲法が公布され「国体護持」はここに成し遂げられたとする（二七四頁―二七五頁）。

第八章「幣原内閣閣僚の幣原発案肯定者と否定者」では、幣原の「芝居」に気づいた閣僚とそうでない閣僚について書かれている。特に芦田均については『芦田均日記』を多くの幣原発案説否定論者が「史料批判」を経ずに使用しているこ

とを批判している(二九七頁)。

第九章「憲法九条幣原発案否定説への批判」は幣原発案説を否定する研究を列挙して批判的なコメントを加えている。本書で最も論争的な部分であろう。尤も、この箇所については後述する課題と重なる部分があるので、簡単に要点をまとめたい。重要なのはやはり「平野文書」を批判する研究への再批判と『芦田均日記』への批判であろう。佐々木高雄『戦争放棄条項の成立経緯』(成文堂、一九九七年)は「平野文書」については「一般に入手し得る各種資料を寄せ集め、適宜、手を加えれば、幣原との接触などなくとも、生み出しうる内容だといえるように思われる」と批判している⁽⁵⁾。これに対し著者は「幣原が松本内務大臣を欺いて申し訳なかったと言ったことを書いていたり、幣原が天皇にGHQ草案を奏上したのにたいして、天皇がそれを『裁可』したこと、金森徳次郎国会図書館長に憲法九条成立の経緯を聞かれたが断つたこと、幣原が平野に話したことはまだ口外しないように言ったことなど、幣原から聞いたから書けたことであって、他の各種資料の寄せ集めで書けるものではない」と再批判している(三一〇頁)。『芦田均日記』については服部龍二『幣原喜重郎と二十世紀の日本』(有斐閣、二〇〇六年)⁽⁶⁾の記述を批判する文脈で登場している。芦田が「誰も follower とならない」といった言葉は当時の会議に参加していた司法官僚である入江俊郎の記録⁽⁷⁾には存在しないことから、芦田は報告を聞き間違えたと断じる(三三三頁—三三五頁)。その傍証として幣原が後に枢密院において follower がなくとも「顧慮に及ばない」という趣旨の発言していることを指摘している(三三五頁—三三六頁)。

終章では「平野文書」や幣原の演説をまとめて幣原の平和思想とこれからの社会に向けたメッセージを述べるとともに、憲法第九条を「世界憲章」とすべきであると主張している。

以上、かなり駆け足になったが本書の重要な点をまとめた。

二、本書の成果と課題

本書の成果は、幣原発案説を実証史学のレベルに引き上げようとしたことに尽きるだろう。『昭和天皇実録』など最新の史料を駆使しながら、幣原発案説を「証明」しようとした熱意については敬意を表すべきであろう。次に、幣原発案説を否定する研究に対して、正面から実証史的な手法で反論を試みた点についても評価に値する。このように本書は長年歴史学に携わってきた著者だからこそ書き上げられた成果であると言える。

次に課題について若干の指摘を加えたい。結論から言えば、やはり本書を以てしても幣原発案説は「証明」されたとは言い難いと結論付ける他ない。

第一に問題となるのは幣原外交に対する評価である。著者は幣原外交が「平和主義」等を標榜するものであり、憲法第九条の思想的伏流が存在していたと主張する（八一頁、三九五頁）。しかしながら、著者が前著で示した幣原外交の平和主義的側面は近年の実証研究によって否定されていることを評者はすでに示している⁽⁸⁾。著者が前著を踏襲しているとするなら（四四二頁）、少なくとも幣原外交を「平和主義」思想に基づいた外交などと位置づけるのは明らかな誤りである。不可解なのは、著者が一連の幣原発案説を否定する研究を列挙した時に、「憲法九条発案者の問題に特化しての批判であり、各著書の他の叙述や全体を批判するものではない」（三〇二頁）としている点である。服部『幣原喜重郎と二十世紀の日本』、熊本史雄『幣原喜重郎』（中央公論新社、二〇二一年）、種稻秀司『幣原喜重郎』（吉川弘文館、二〇二一年）のいずれもが幣原外交がリアリズム的側面を持ったものであり、著者が主張するような平和主義的な側面を持つていたものなどではないことを明らかにしている。著者は幣原外交の評価については、これらの研究成果を無視して憲法九条をめぐる主張のみを抽出して批判するという手法を取っているため、前著の誤りが修正されていない。こうした一部の議論のみを取り出し、それを組み立て直せば幣原発案説が立証できるかのような想定についても疑問が生じる。そもそも幣原

発案説に「特化」した批判など可能なのであろうか。著者が列挙した先行研究のうち少なくとも、幣原個人に焦点を当てたこれらの研究はいずれも幣原の外交思想を明らかにしつつ、その文脈から幣原発案説を否定しているものであり、本書が乗り越えるべき大きな課題もそこにある筈だろう。幣原に憲法第九条に結実するような思想があったかどうかは重要な論点であることは言うまでもないからである。著者も前著で幣原外交の検証を試みていることが何よりの証明であろう⁽⁹⁾。にもかかわらず、こういった重要な論点を捨象し、誤った見立てを修正しないのは、研究方法として不適切と結論付ける他ない。著者に求められているのはすでに評者が指摘したように、幣原外交に対する先行研究を丹念に読み込み、その外交思想を位置づけなおすという作業であろう。ここをクリアせずして、幣原発案説を「証明」することなど不可能ではないか。著者に対しては、今一度幣原外交と幣原の外交思想について、先行研究を渉猟することによる再考を求めたい。

第二に「平野文書」に関する問題である。著者ならびに、幣原発案説を唱える論者らが全面的に依拠するのがこの「平野文書」であるが、既に多くの先行研究がその信憑性に疑義を投げかけてきた。極めて重要なのは、「平野文書」は、幣原から直接聞き取らずとも、公開されている書籍や資料を駆使すれば作成可能な内容でしかないという点である。著者も当然、このことは認識しており、「幣原しか知りえない事実」を列記することによって、「平野文書」の信憑性を高めようと試みている。果たしてそれはうまくいっているのだろうか。

まず、確認しておきたいのは著者が重視するマッカーサーの証言のうち、マッカーサーの回想記を除いた米国議会及びロサンゼルス演説については、一九五五年に出版された幣原平和財団編『幣原喜重郎』（幣原平和財団、一九五五年、以下、「幣原平和財団（一九五五）」と表記）に収録されており、平野でもアクセスが可能だったことである⁽¹⁰⁾。また、ホイットニーの著書についても一九五七年に出版されているため、こちらもアクセス可能であった⁽¹¹⁾。「平野文書」が公にされたのは一九六四年一月のことである⁽¹²⁾。とすると、少なくとも一九六四年以前に公開されていた史料と合致するからといって、「平野文書」が事実であると主張することには問題がある。これらの文書にアクセスすれば、「平野文書」は誰にで

も書けるものだからである。

たとえば、一九六四年一〇月に出版された『マッカーサー回想記』にしかない記述と「平野文書」が合致すれば、その信憑性は大いに高まることになる。マッカーサーの回想記には「私の戦争を嫌悪する気持ちは最高度に高まって」おり、その旨を幣原に伝えると今度は幣原が驚いて最後には手を取り合って涙を流しながら「百年後に私たちは予言者と呼ばれますよ」と語り合ったというように、当時の場面が回想されている⁽¹³⁾。「平野文書」では「感激した面持ちで僕に握手した」とは書いてあるが、マッカーサーが戦争を嫌悪していると語ったとは書かれていない⁽¹⁴⁾。「予言者」のくだりはすでに「幣原平和財団（一九五五）」に収録されているロサンゼルス演説で書かれているため、幣原でしか知りえない事実ではない⁽¹⁵⁾。握手したという描写についても「幣原平和財団（一九五五）」にマッカーサーの議会演説が収録されていることから同じく知りえない事実からは除外される⁽¹⁶⁾。『マッカーサー回想記』にしか書かれておらず、当時平野がアクセス出来なかった情報といえ、マッカーサーが戦争を嫌悪していたことを幣原に語ったという点であろう。仮に幣原が本当に平野に当時のことを語ったとするなら、マッカーサーの戦争への嫌悪という点が登場しないのは不可解である。場面的に見れば登場すべきエピソードではないだろうか。しかし、実際の「平野文書」にはマッカーサーは幣原の言い分を「非常に理解」したとするとどまり、マッカーサーの言葉は書かれていない⁽¹⁷⁾。また、中村氏が指摘するように、マッカーサーの戦争放棄をめぐる発言にはズレがある⁽¹⁸⁾。マッカーサーが幣原発案説を証言したのは『マッカーサー回想記』とアメリカ議会での演説とロサンゼルスでの演説の三つであるが、「軍事機構」の不保持は『マッカーサー回想記』にのみ見られる記述であり、憲法に戦争放棄条項を入れ込むことを主張しているのは議会演説と『マッカーサー回想記』であり、「予言者」発言は議会演説にはないのである。以上を踏まえれば、マッカーサーの回想はそのまま鵜呑みに出来ず「史料批判」が求められる内容であることと、「平野文書」は「幣原平和財団（一九五五）」及びホイットニーの著書入手できた平野であれば作成可能であったと結論付けられる。

これ以外にも、著者が提示する、「幣原と語ったことでしか知りえない」事実についても、著者の認識が混乱しているのか、記述に矛盾が見られるなど問題が多く、説得的な議論の組み立てに成功していない。著者が幣原しか知りえない情報として挙げているのは、次の四点である。

- ① 幣原が松本を欺いて申し訳なかったと言ったこと
- ② 幣原が天皇にGHQ草案を奏上したのにたいして、天皇がそれを『裁可』したこと
- ③ 金森徳次郎国会図書館長に憲法九条成立の経緯を聞かれたが断ったこと
- ④ 幣原が平野に話したことはまだ口外しないように言ったこと

これらの事実が「平野文書」が正確な文書である証明だという(三二〇頁)。しかし、これら四点をもって、著者の意図が達成されたとは到底言えない。

①についてはそもそも幣原が松本にこうした感想を抱いているとする他の史料が確認できないことから全く証明にならない。仮に幣原が憲法第九条を発案したとしたなら、松本を無視して幣原は憲法改正の内容を進めていた訳であるから、当時の幣原が「申し訳ない」と考えることなどは誰しも容易に想像できる。②については幣原がGHQ草案について昭和天皇に意見を伺い「全面的に支持すると勧告された」との記述が「幣原平和財団(一九五五)」にあることから⁽¹⁹⁾、天皇が「裁可」したことは当時の公開情報として確認可能な内容である。③に至っては「幣原平和財団(一九五五)」でその事実が確認できるばかりか、⁽²⁰⁾ 当の著者自身がその出典を自ら明記している有様であり(二三頁、四四五頁)、幣原しか知りえなかった事実などではない。④についても①と同様で他の史料(たとえば幣原の手帳など)から幣原が平野に口外しな

いよう伝えた事実を確認できないことから、平野が「捏造」したとしても誰もそれを証明できるものはいない。よって、これも「平野文書」を事実とする証明には全くならない。以上の事実を整理すれば「平野文書」の記述を前提に幣原発案説の正当性を主張するのは、非常に無理があるという他ない。特に③のように著者の中で幣原しか知りえない事実に関する混乱が見られるなど、そもそも事実関係の整理が覚束ない状態である。著者自身が今一度論点を整理し、何が知りえない事実なのか、なぜそうなのかをより具体的にする必要がある。

第三に『芦田均日記』の問題である。著者は芦田が聞き間違え、勘違いをしたと主張しているが、これは事実ではない。まず、著者が全幅の信頼を置く入江自身が『芦田均日記』の記述を肯定していることを指摘したい。入江は当時の閣議の様子を書いた上で「なお、この二月二十二日の閣議における幣原さんの報告の詳細と、閣僚の発言については、芦田均氏（当時厚生大臣）が筆録しており、その記載が「幣原喜重郎」（昭和三十年十月、幣原平和財団発行）の六八八頁以下にある」と明記している。⁽²¹⁾「幣原平和財団（一九五五）」には確かに『芦田均日記』の当該箇所が引用されている。⁽²²⁾著者自身が書いているように、入江は幣原発案説を支持していたことから（二七九頁―二八二頁）、もしここで芦田の記述に誤りがあったとするなら入江は何らかの注釈を入れたはずである。しかし、入江は『芦田均日記』に書かれた幣原の報告内容を「詳細」とまで評価しており、内容自体に異論はなかったと考えられる。しかし、著者はこうした入江の注意書きを無視するばかりか、入江の司法官僚としての経歴を重視し入江の著書が「幣原内閣における憲法改正問題の審議を知るうえでの史料的価値が高いことはいうまでもない」（二七九頁）としている。その理由として日記には「職務として記録したのと違い、聞き間違い、思い違い、勘違いも含めて」「主観的な理解や誤認などによる不正確さは避けられない」（二九七頁）ためであるとす。しかし、中村氏が指摘するように、そもそも入江が司法官僚であったからといってその叙述は同時代の日記より信用できることなど自明ではない。⁽²³⁾今日でも職務であるからといって正確な記録が残せるとは限らないことは常識である。「史料批判」が必要なのは当然であるが、入江の記録が公式な職務の記録だからといって「史料批

判」をしないなどというような姿勢は説得的とは言い難い。ではなぜ入江は幣原の発言を書かなかったのか。『芦田均日記』の記述が正確であるから、これ以上の記録は煩雑になると考えたからか、もしくは幣原発案説に傾いていた入江にとって、都合の悪い事実は意識的かもしくは無意識的に書かなかったのではないかと考えられる。職務だからといっても記録するのは人間であって、そこには日記と同様に主観が介在する余地は十分にある。こういった「史料批判」がいかなる研究においても重要であり、肩書や職務上の記録だからといって「史料批判」を行わないなどというのは研究姿勢として公正とはいえない。何より、次に述べるように他の「傍証史料」からも『芦田均日記』の記述は入江が認めたとおり正確なものであると確認できるのである。

第四に、本書の先行研究批判の中で重大な瑕疵が認められる点である。著者は種稲『幣原喜重郎』を批判する中で種稲氏の著作におけるマッカーサーと幣原の会談の様子を引用して種稲氏は『芦田均日記』を出典としているが、「芦田日記にはそのような記述はない」と批判している（三四九頁―三五〇頁）。しかし、種稲氏の著作を見ると正確には『芦田均日記』のほかに『小林一三日記』を引用していることが確認できる⁽²⁴⁾。小林は戦前から戦後にかけて活躍した実業家であり、幣原内閣の国務大臣でもあった。小林は生涯にわたって詳細な日記を残しており、芦田に続く当時の閣議に参加した第二の証人である。日記には幣原がマッカーサーとの会談の報告を行った二月二二日の閣議の様子が次のように書かれている⁽²⁵⁾。

幣原首相から、先日連合国軍司令部案として突付けられた憲法草案に対し、幣原首相、吉田外相がマッカーサー元帥と会談、三時間半にわたれる談話の要領が報告された。閣議は頗る緊張した。

『マッカーサー元帥はこれは重大問題であるが、幣原首相は先づ此点を認識すべしである、と強調された。即ち日本

に對するワシントンの連合国会議は日本に對して非常に警戒していることである。ソ連及び豪州は、日本は今こそ唯々諾々として命これ従つてゐるが少しも安心出来ない国である。必ず復讐せんと計画をするにきまつてゐるから、如何なる場合に於ても再び戦争はなし得ざるやうにあらゆる注意を施行すべしである。天皇制を廢し、天皇の統治權をハク奪し、主權は人民にあること、それからモ一つ、戦争は断じてやらないといふ條項を憲法に法文として明記すべきこと。此二点は、連合国会議に於て確定した條件で、これはどうしても譲ることも返ることも出来ない。其他の條項に就ては松本國務大臣の意見に必ずしも妥協の余地がないとは思はないが、此二点は幣原内閣は断固として決行すべき勇氣を持つべきものだと思つてゐる。私は之に對して、天皇に統治權なし、主權は人民にありと、露骨に明文しなく共、松本博士の草案によるも、此憲法の変更は議会の三分の二の決議によつて何時にても修正することが出来、又、總理大臣の選任も議會に於て初めて決議され、それから天皇が御裁可するのであるから、すべての大權は實は議會にあるので天皇は只これを御裁可する丈であつて、詞をかへて言へば議會は人民の代表者によつて運行せられるのであるから、結局、主權は人民にありと言ふに異ならずである。又、憲法の明文中に再び戦争はやらないト言ふが如き文句は世界のどこの国にもない異例な話で戦争の出来ない平和的文化的の日本の将来から考へて殊更に法文に明記する必要はないと思ふと主張したけれど中々承知しない、世界のどこの憲法にもない断じて戦争はやらないといふ文句を初めて日本が新憲法に取入れて採用するといふことは、世界の憲法に新例を開く名譽の行為として世界から賞賛されるのみならず、やがて、世界の国々がそのまねをするにきまつてゐると思ふから此点に於ても率先して実行してほしいト強調するものである』

著者が「そのような記述はない」と批判している種稻氏の一文は、『芦田均日記』と『小林一三日記』を要約したもの

であることは、『小林一三日記』を出典として本文内に明記されていることから、種稲氏の著作を読めば明らかである。にもかかわらず、『芦田均日記』にその記載がない、とするだけで、種稲氏の主張に反駁できたという錯誤に著者が陥っているのは、著者が単純に見落としたからとしか思えない。このような初歩的な誤りは「史料批判」云々以前の問題である。あるいは、著者の中に幣原発案説否定論者は『芦田均日記』のみに依拠しており、これを否定しさえすればいいという思い込みがあったのではないだろうか。著者は意図せずとも種稲氏の研究を不当に貶める重大な瑕疵を引き起こしており、この点において本書は深刻な欠陥を有していると断じざるを得ない。著者並びに版元は早急に修正等の対応をするとともに、不当に批判した種稲氏に対しても真摯に対応すべきである。

そして、先に引用した『小林一三日記』を見れば幣原が戦争放棄条項の憲法での法文化に反対していたことは明らかである。『芦田均日記』とは細かい文言は異なるものの、幣原が「異例な話」だとして退けようとしたことをマッカーサーが世界に対して「率先」すべきと返したというやり取りは、『芦田均日記』の要旨とも「びつたり符合する」。この史料も著者は小林の「聞き間違い」「勘違い」と片づけるつもりだろうか。閣議に出席したうち、二名の閣僚が同様の趣旨を述べており、同席していた入江も芦田の日記に対して反論を加えていないことを踏まえれば、『芦田均日記』の記述が正確な事実であることは明白である。

第五に「史料批判」の問題を指摘しておきたい。著者は『芦田均日記』を「史料批判」を経ずに使用する研究者を批判しているが(二九七頁、三三六頁)、著者自身の「史料批判」にはいくつもの問題がある。

まず『昭和天皇実録』の扱いについて、幣原が昭和天皇と会談した記事を指摘し、天皇に幣原がマッカーサーとの「秘密会談」及び「秘密合意」について報告したと推測している(一八七頁—一八八頁)。しかし、『昭和天皇実録』には「天皇維持の必要、及び戦争放棄等につき懇談を行った」とあるのみで、憲法に戦争放棄条項を入れるとは一言も書かれておらず、推測の域を出ない⁽²⁶⁾。このように著者は自説に都合のいいように史料を解釈する叙述を展開しており、「史料批判」

の姿勢として問題がある。この『昭和天皇実録』に関していえば、幣原発案説否定論者が主張するように、ここで幣原はあくまで外交上のアピールの一環としての戦争放棄について昭和天皇に報告したと見るべきであろう。幣原が憲法に戦争放棄を明文化することに反対していたのは、先的小林の日記で確認したとおりである。

最も問題があるのはマッカーサーの回想記や演説についてである。前述の中村氏が指摘したように内容のズレがあっても全く「史料批判」せずに事実として扱っている。マッカーサーのロサンゼルス演説については「核戦争による人類の破壊を救うための先駆的な宣言である憲法九条の人類史的価値をきちんと評価し」ているとした上で、「念を押すが、核戦争による人類滅亡の道をいかに阻止するかという演説の中での言及なのである」としてその正当性を訴えている（一八二頁―一八三頁）。しかし、当然のことながら表向き演説がすべて事実であるなどということはない。いかに核戦争を阻止するかという演説であるからと「念を押」したところで、マッカーサーの発言が事実であるとは限らないのは常識的に考えれば分かることである。また、仮にマッカーサーの言っていることが事実であるならば、なぜ中村氏が指摘するようなズレが生じるのか。『芦田均日記』については「われわれは同じことを聞いても、人によって全く逆に受け取ることがあるのは、日常的に経験している」（三三五頁）などという批判を持ち出しながら、表向きの演説は理由が崇高なものだから嘘などないはずと肯定するのは「史料批判」の姿勢としてあまりに公正性を欠いている。返す刀で著者に指摘するならば、建前と本音が違うような状況こそ私たちは「日常的に経験している」ではないか。米国議会の演説については「マッカーサーの証言は、アメリカ議会における証言であり、ウソの証言をした場合、偽証罪に問われる厳格なものであり、現在の日本の国会のように発言を撤回して「お茶を濁す」のとは違うから信頼すべきだなどとしている（一八六頁）。「偽証罪」に問われるから議会での発言は事実であるなどという主張は、罪に問われるから人は犯罪に手を染めるはずはないと言っているに等しい詭弁である。歴史書においてこのような詭弁を弄してマッカーサーの証言を事実と断定しようとするなどもつてのほかである。マッカーサーの演説の時点では幣原は死去しており、偽証罪など証明しようがない。つまり

マッカーサーは何を証言しても「偽証罪」に問われる可能性など皆無だったのである。そのような立場のマッカーサーが、自身に都合のいい説を展開しなかったとどうして言えるのだろうか。著者は『芦田均日記』に向けたのと同様の「史料批判」の目をマッカーサーに向けておき、上にもかかわらず、あまりにアメリカ議会とマッカーサーを信頼しすぎていることに、本書の論旨全体を貫く瑕疵の原因がある。上に挙げたような、アメリカ議会が「厳格」だからそこでの演説は事実であるなどというのは「史料批判」の姿勢の欠如に他ならない。このような主張は全く説得力を欠いているだけでなく、歴史学の研究方法からしても不適切である。これと同様に、著者は幣原の表向きの演説をそのまま本意であると受け取る傾向があるが、表向きのアピールと実際の考えが違うという基本的な事実を受け入れる必要があるだろう。

「平野文書」についても平野が頻繁に幣原のもとを行き来したなどと主張しているが出典はすべて平野の著作に基づいている(三一七頁―三一九頁)。本来ならここに「史料批判」を加えなければならない。種稲氏によれば幣原の手帳には平野の名前は出てこないという⁽²⁷⁾。著者がいうように幣原のもとを平野が「頻繁」に訪れていたのだとすれば(同上)、なぜ幣原の手帳に平野の名前は出てこないのか。著者は都合の悪い史料には「史料批判」を行うが、他方で自説を「証明」とみなした史料にはいかなる問題があっても事実であると主張している。このような独りよがりな議論を続けても著者の主張の「follower」になるものは誰一人として現れないであろう。

枢密院本会議での幣原の発言(二五七頁―二五九頁)及びマッカーサーの極東委員会での発言(三八七頁―三九〇頁)についても簡単に触れておきたい。一九四六年三月の枢密院本会議で幣原は憲法九条の思想と理念を語っており、「余」という主語を使っていることから、こういった思想や信念はマッカーサーではなく、幣原が発案したからこそ語れるものであるとする。まず、当然ながら「余」という言葉を使えば本人が思想と信念を語っているなどと断言することは出来ず、著者の思い込みでしかない。外相時代の幣原は表向きには国際協調や平和主義につながるような思想を巧みにアピールしていた⁽²⁸⁾。そのような幣原にとつては、憲法第九条の平和主義思想を自身のものであるかのように言い換えてアピールす

ることなど造作もないことであつただろう。また、幣原でなければ語れないなどというのは著者の主観に過ぎないものであり、何等の史料の裏付けもない印象批評に過ぎない。また、中村氏が指摘するように⁽²⁹⁾、幣原は「次二第九ハ何処ノ憲法ニモ類例ハナイト思フ。日本ガ戦争ヲ放棄シテ他国モ之ニツイテ来ルカ否カニ付イテハ余ハ今日直ニサウナルトハ思ハヌ」と述べており、⁽³⁰⁾これは『芦田均日記』にあつたような「誰も follower」にならないという記述と一致する。この時点で幣原には憲法を受け入れる覚悟はできていたが、一方で後に続くものがないという点にこそ本音があると見るべきではないか。著者はその後に続く「戦争放棄ハ正義ニ基ク足跡ヲ踏ンデ後方ヨリ従ツテ来ル国ガ有ツテモ無クテモ、顧慮スルニ及バナイ」、原子爆弾のような大量破壊兵器を前にすれば「列国ハ漸ク目覚メテ戦争ノ放棄ヲ真剣ニ考ヘルコトナルデアラウ」、そして「列国ガ此ノ大道ニツキ従ツテ来ル姿ヲ」墓場の陰から見て喜びたいという箇所が幣原の本意であつたとしているが、この点は『小林一三日記』にあるように「やがて、世界の国々がそのまねをするにきまつている」というマッカーサーの意見を流用して述べたものであろう。つまり枢密院本会議における幣原発言は本音が垣間見えた最初と、後に続くマッカーサーから「押しつけ」られた建前の後半部分という二つの思想によって成り立っていると見るべきである。幣原は外相時代において表向きは国際連盟や不戦条約などの「新外交秩序」への支持を表明していたが、内部での政策論議の場では懐疑的な姿勢を示していた⁽³¹⁾。幣原の外交思想と政治姿勢の連続性を考えるなら、こう結論付けるのが妥当ではないか。

マッカーサーの極東委員会での発言については、朝鮮戦争が勃発するより以前の一九四六年四月時点で日本が戦争放棄条項を自ら提案したと述べ、幣原発案説否定論者が主張するような、マッカーサーが朝鮮戦争に伴い日本再軍備を命令したことを弁明するためだったとする議論は成り立たないと主張する。確かに朝鮮戦争勃発以前からマッカーサーが日本側による発案であつたと述べていた事実は、一部で主張されるマッカーサーが再軍備に対する弁明のために幣原発案説を主張したという説への反論として一定の説得力がある。しかし、著者自身が述べているとおりマッカーサーには極東委員会

及び対日理事会が始動する前に「日本人自身の手によって新憲法が起草された」という「体裁と手続き」を経て憲法改正案を「既成事実」とする狙いがあった（一六二頁）。そのような状況にあったマッカーサーが警戒している相手である極東委員会に自らが憲法第九条を発案したなどと述べることはあり得ない。そんなことをすれば極東委員会の反発は必至であり、アメリカの占領統治も大きく揺らぎかねないためである。よって、ここでのマッカーサーの発言は幣原発案説を裏付けるものにはならない。なお、後述するがマッカーサーは裏側では自らが憲法第九条の発案者であると公言していたようである。

総じて評すれば、本書は全体をとおして、自説に都合のいい史料を「史料批判」を経ずに引用している箇所が散見される。今一度自身が活用した「史料」の妥当性や背景について再検討する「史料批判」を丁寧に行うべきである。

第六に「松本私案」の問題についても解釈や位置づけに問題がある。著者は「松本私案」を松本が幣原にはからず独断で提出した背景に大日本帝国憲法の単独輔弼性があったと度々指摘している（二二〇頁、二二四頁）。しかし、すでに評者が指摘したように一般的にイメージされるような閣内不一致による総辞職は、著者も挙げているが第二次若槻礼次郎内閣と広田弘毅内閣の二例のみである⁽³²⁾。しかも著者は第二次近衛文麿内閣が松岡洋右外相を實質罷免して再組閣した事例を無視している。幣原がリーダーシップを発揮しようとするれば可能だったのであり、単独輔弼制による内閣の脆弱性から憲法改正作業に容喙しなかったというのは状況証拠のみに依拠した推断にとどまっている。また、初めて閣議で憲法改正を論議した時に軍に関わる条項を明記するかどうかで議論が交わされているが（二二七頁―二二九頁）、この時点で著者が主張するような「秘密会談」による「秘密合意」があれば、幣原がこのような発言をする必要はない。むしろ、著者の主張するように幣原の政治的立場が脆弱だったならば、要らぬ波風を立てて内閣不一致を引き起こすようなリスクは負わず、何も言わずに「芝居」を打って平穩無事に閣議を済ませるのが自然である。にもかかわらず、幣原は軍の条項を入れれば連合国側が反発して「一、二箇月」交渉に時間がかかる、「世界の大勢から考えるとわが国にも軍はいつかはできる

かもしれない、しかし今日この規定を置くことは刺激が強過ぎる」等「松本私案」について積極的な発言を行っている。⁽³³⁾

「松本私案」を日本側の案として出そうとしているからこそ真剣に検討しているのであり、「秘密会談」及び「秘密合意」が存在しなかった「傍証」となる。更に翌日の閣議でも幣原は「宣戦・講和の維持を求め」るなど戦争放棄条項が念頭に「あるならばありえない発言を行っている」⁽³⁴⁾。著者が主張するように幣原がもし「松本私案」が「GHQに通用しないことを知っていた」(一六四頁)のなら、これらの閣議での発言は不可解である。つまり幣原は「松本私案」がすべて「通用」とは思っていなかったものの、これをベースに改憲案をGHQと折衝しながら改憲案を組み立てていくことを想定しており、「松本私案」がひっくり返されてGHQ案が来ることも、戦争放棄条項が盛り込まれることも想定していなかったのである。

第七に幣原発案説を否定する「傍証史料」を検証していない点についても挙げておきたい。評者はすでに前著の書評で、幣原の戦時下での行動及び幣原が吉田茂外相に提出した「終戦善後策」から幣原に憲法第九条につながる平和思想は確認できないと指摘したが⁽³⁵⁾、この指摘を著者は無視している。しかし、こういった事実は幣原の思想を知る上では欠かせない判断材料(「傍証史料」)ではないだろうか。

また、熊本史雄氏が挙げている対日理事会英連邦代表であったオーストラリア人ウィリアム・マクマホン・ボールの日記も重要な「傍証史料」である⁽³⁶⁾。日付は不明だがボールはマッカーサーから「憲法に関する日本人とのやりとり」を聞き取り、次のように要点をまとめてハーバート・エバット外務大臣に報告している⁽³⁷⁾。

戦争放棄に関して、幣原はマッカーサーに、「どのような軍隊なら保持できるのですか」と尋ねた。マッカーサーは「いかなる軍隊も保持できない」と答えた。幣原は、「戦争放棄ということですか」と言った。マッカーサーは、「そうです。

あなたがたが戦争を放棄すると公言すれば、そのほうがあなたがたにとって好都合だと思えますよ」と答えた。

マッカーサーは表向きの演説では日本側によって憲法第九条が発案されたとアピールし続けていたが、裏の側では自分たちが発案したと明言していたのである。これも著者はポールの「聞き間違い」などとして片づけてしまおうのだろうか。著者の理屈に従うなら、ポールはエバット外相に職務上の報告としてこの文章を送っているのであり、信憑性は高いといふべきだろう。勿論、「史料批判」は必要だが、ポールが虚偽の報告をする動機も考えにくく、マッカーサーが同趣旨の発言をした可能性は高いと判断してよいだろう。著者は「平野文書」や『昭和天皇実録』、『芦田均日記』といった一部の史料の可否で歴史が決まるように考えている節があるが、ここまで評者が列挙したとおり、著者の史料収集はまだ不十分であるようにさえ感じる。今一度、著者は史料調査を徹底して行う必要があるだろう。

おわりに

以上、書評としては異例の長さになったが、本書に対して若干の意見を述べた。

今回挙げた論点以外にも本書には論ずべき点が数多くある。本書で批判されている著作・研究の著者たちによる反論も待ちたい。改めてではあるが、本書には数々の問題があると結論付けざるを得ない。特に第四に指摘した点は、先行研究に対する不当な評価という研究上の重大な欠陥である。公正かつ正確な事実に基づいた批判なくして学術活動は成立しない。今後の学術活動をより健全なものにするためにも、この瑕疵を「お茶を濁して」放置することなど決してあってはならないし断じて許されない。重ねて著者並びに版元による訂正等の速やかな対応を求めたい。著者には一旦幣原発案説を

証明するという目的から離れ、これらの指摘を踏まえて、より真摯に先行研究と史料に向き合っていたきたい。史料収集にしても十分とは言えず、検討できていない史料はまだ数多くあると思われる。少なくとも、この研究では多数の研究者や市民の支持を得ることは難しいと言わざるを得ない。前著に引続き、大変厳しい内容の指摘となったが、それは評者が学術研究の健全な環境とは年齢や社会的立場のような上下関係に関係なく、誤っている点や問題のある研究には付度なく批判を加えていく営為によって維持されていると考えているからに他ならない。重ねてではあるが、著者には今一度前著も含めた研究像全体の徹底した見直しを願いたい。

最後に憲法第九条発案者をめぐる議論について私見を述べておきたい。憲法第九条は連合国の圧倒的な軍事力によって大日本帝国が粉砕された結果、連合国の占領下における政治情勢及び一連の政治過程で生まれたものである。著者は「膨大な日本国民さらにはアジア太平洋地域の民衆の戦争被害者、犠牲者たちの悲痛な魂の叫びが、『魔力』となり、『見えざる力』となって、幣原に憲法九条発案という『天命』を与えた」（一六七頁）などというように、幣原の『外交五十年』をもとに、「魔力」「見えざる力」「天命」などという言葉で「史料批判」を経ずに使用しているが、歴史書ではこうした根拠のない表現は避けるべきであることは言うまでもない。あくまで当時の政治社会情勢等について感傷を排して客観的に分析することではか、歴史的事実は明らかにできない。前著での書評でも述べたが、そもそも幣原が憲法九条を作ったとして、それが一体何だというのか。著者が主張するように憲法九条に「世界憲章」的な価値があるとすれば、その発案者が誰であるかなど、些末なことには過ぎないのではないか。なぜそれが幣原でなければならないのか。著者を含めた幣原発案説を支持する研究者は、アジア・太平洋戦争の惨禍を経て日本人が世界に誇れる憲法を発案したという「憲法ナシヨナリズム」とでもいうべき熱に浮かされているように、評者には見えてしまう。世界に冠たる憲法を外ならぬ日本人が作り上げたという物語を描くことによって、「押し付け憲法だから改憲すべき」と主張する勢力に抗いたいのだろうか。しかし、正確な情報によってでしか憲法の議論も歴史の議論も出来ないはずである。憲法九条は誰が作ったのかという

問題はなぜ明らかにされなければならないのか、というような論点そのものの見直しを行う議論が求められていることを今一度提起し、擱筆する。

- (1) 杉谷直哉「書評 笠原十九司『憲法九条と幣原喜重郎 日本国憲法原点の解明』(『道歴研年報』第二号、二〇二一年)。
- (2) 中村克明「憲法第9条―幣原発案説の再考」(『関東学院大学人文学会 紀要』第一四六号、二〇二二年)。
- (3) 笠原前掲『憲法九条と幣原喜重郎』一四六頁―一四七頁。
- (4) 『芦田均日記 第一巻』(岩波書店、一九八六年)七九頁。
- (5) 佐々木前掲『戦争放棄条項の成立経緯』二二六頁。
- (6) 後に服部『増補版 幣原喜重郎』(吉田書店、二〇一七年)として出版。
- (7) 入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』(第一法規出版、一九七六年)二〇一頁。
- (8) 杉谷前掲「書評 笠原十九司『憲法九条と幣原喜重郎 日本国憲法原点の解明』」四二頁―四三頁。
- (9) 笠原前掲『憲法九条と幣原喜重郎』第一章。
- (10) 幣原平和財団編『幣原喜重郎』(幣原平和財団、一九五五年)六八一頁―六八三頁。
- (11) コートニー・ホイットニー著、毎日新聞社外信部訳『日本におけるマッカーサー』(毎日新聞社、一九五七年)。
- (12) 佐々木前掲『戦争放棄条項の成立経緯』二〇六頁―二〇七頁。
- (13) ダグラス・マッカーサー著、津島一夫訳『マッカーサー回想記 下』(朝日新聞社、一九六四年)一六四頁―一六五頁。
- (14) 鉄筆編『日本国憲法』(鉄筆、二〇一六年)一四四頁。
- (15) 前掲『幣原喜重郎』六八三頁。
- (16) 前掲『幣原喜重郎』六八二頁。

- (17) 前掲『日本国憲法』一四四頁。
- (18) 中村前掲「憲法第9条Ⅱ幣原発案説の再考」四二頁―四四頁。
- (19) 前掲『幣原喜重郎』六五六頁。
- (20) 前掲『幣原喜重郎』六九一頁。
- (21) 入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』（第一法規、一九七六年）二〇三頁。
- (22) 前掲『幣原喜重郎』六八八頁―六九〇頁。
- (23) 中村前掲「憲法第9条Ⅱ幣原発案説の再考」四八頁。
- (24) 種稻前掲『幣原喜重郎』二二〇頁。
- (25) 『小林一三日記（二）』（阪急電鉄、一九九一年）三八〇頁―三八二頁。
- (26) 『昭和天皇実録 第十』（宮内庁、二〇一七年）一三三頁。
- (27) 種稻前掲『幣原喜重郎』二一九頁。
- (28) 深瀬忠一「幣原喜重郎の軍縮平和思想と実行」（芦部信喜・清水睦編『日本国憲法の理論』有斐閣、一九八六年）は、こういった幣原の表向きのアピールを鵜呑みにした典型的な研究である。ただし、深瀬氏が引用する幣原の演説などを見ると幣原が当時の軍縮思想や平和思想を巧みに援用しながら自身の外交を訴えていたことが分かる。
- (29) 中村前掲「憲法第9条Ⅱ幣原発案説の再考」三七頁。
- (30) 入江前掲『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』三一八頁。
- (31) 種稻秀司「幣原喜重郎と日本国憲法第九条」（『國學院大學紀要』第五七号、二〇一九年）三〇頁―三三頁。
- (32) 佐々木雄一「明治憲法体制における首相と内閣の再検討（年報政治学』第七〇巻、二〇一九年。なお著者は第二次若槻内閣の総辞職の理由を満洲事変の不拡大方針に反対したためとしているが（一二〇頁）、これは誤りである。安達は民政党と政友会の協力内閣運動を推進しており、それに反対した幣原外相と井上準之助蔵相と対立して閣議出席を拒否したことによって、閣内不一致が生じて、内閣が総辞

(33) 職したのである（川田稔『満州事変と政党政治』講談社、二〇一〇年、一九〇頁―一九六頁）。

(34) 入江前掲『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題』七二頁―七三頁。

(35) 種稻前掲「幣原喜重郎と日本国憲法第九条」三八頁。

(36) 杉谷前掲「書評 笠原十九司『憲法九条と幣原喜重郎 日本国憲法原点の解明』四三頁―四四頁。

(37) 熊本前掲『幣原喜重郎』二二七頁。

アラン・リックス編、竹前栄治・菊池努訳『日本占領の日々』（岩波書店、一九九二年）六六頁。

追記：別稿の準備中に、日本国憲法の制定過程及び幣原提案説をめぐるある議論について大変重要な指摘をしている文章を発見したので引用しておきたい。

国民の自由な意思に基づいて制定されたものであるとかないとかいうことは、調査会の制定過程に関する小委員会が研究したような敗戦後の直接の制定過程だけをいくらこまかく調べても、それだけでわかることではないと思います。もちろん、その制定過程を、敗戦後のこまかい事実について調べるのが無意味だとは申しませんが、それだけで日本国憲法の歴史的な位置づけが明らかになると考えるならば、これはたいへんな間違いではないかと思うのであります。問題がそういうふうには矮小化されますと、たとえば憲法第九条の着想が、幣原喜重郎首相の口から出たのであるとかないとかいうようなことにまで、いつそう矮小化されてしまうのであります。私は、憲法第九条を幣原さんがはじめて考えついたのか、あるいはマッカーサーのほうから言出したのかということも、たしかに大事な問題であるかもしれませんが、やはりそういうことは大局から見れば枝葉末節のことであって、もっと大きなところから見ると、憲法第九条の歴史の全体のうち、少なくとも日本国憲法の歴史全体のうちにおいて、少なくとも日本国憲法がどんな意味を持っているのかということに巨視的な目で

考える必要があると思います。

これを書いたのは他でもない家永三郎その人である（「歴史家の立場からみた憲法問題」（朝日新聞社編『日本国憲法 私はこう考える』朝日新聞社、一九六四年、八一頁）。家永は憲法を「巨視的」な視野で考える必要性を説き、幣原発案説をめぐる論争を「枝葉末節のこと」である」と判断していたのである。評者も家永と同様の見解である。憲法の専門家である家永だからこそ、問題の本質を早くから見抜いていたのであろう。一九六四年の段階においてこうした見解を示した家永の慧眼には驚くほかない。なお、著者の中で家永の講義を受け、教科書裁判を支援する目的で南京事件研究を始めたことを明らかにしている（笠原『憲法九条と幣原喜重郎』四三九頁―四四二頁）。著者は家永への思いを前著で綴っているが、著者の「枝葉末節のこと」に拘泥する姿は、家永の憲法に対するスタンスとはかけ離れているようにさえ感じてしまう。非常に厳しい評価になるが、残念ながら著者は家永から肝心の憲法論については十分に学んでこなかったようである。今こそ著者にはこの家永の言葉を踏まえて、本当に議論すべきことは何であるのかを改めて考えていただきたい。